

## 施設等利用給付認定を受けている皆様へ

2019年10月より幼児教育・保育無償化が始まったことにより、各市区町村から認定（新1号、新2号または新3号認定）を受けていると思いますが、お引越し後も引続き幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センターを利用される場合は、**お引越し先の市区町村での認定手続きをお忘れな**  
**いようご注意ください。**

認定手続きが出来ていないと、市からお支払いする施設等利用費が減額となり、**保護者負担が発生したり、増加したりする場合があります。**

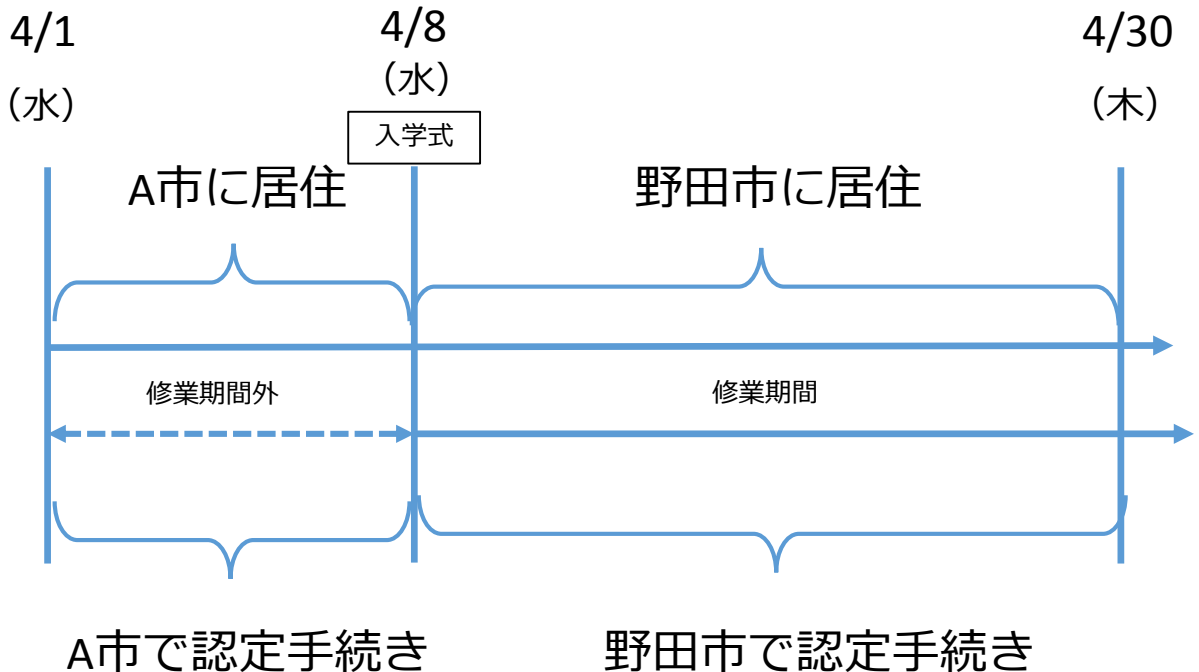
また、月途中でお引越しがあった場合、施設へ支払った利用料や市からお支払いするお金の支払限度額が日割り計算となります。これは、**始業式前、終業式後、入園式前、卒園式後および年末年始等を問わず適用**となりますのでお引越し前に市役所の担当部署にご相談するなど**手続き漏れにご注意ください。**

次ページ以降に想定されるケースとその注意点を掲載しています。内容をよく読みご対応をお願いいたします。

お問い合わせ先  
新制度幼稚園・認定こども園・認可保育所・認可外保育所に関すること  
教育・保育認定及び施設等利用給付認定に関すること  
私学助成幼稚園に関すること  
野田市役所 保育課 04-7125-1111

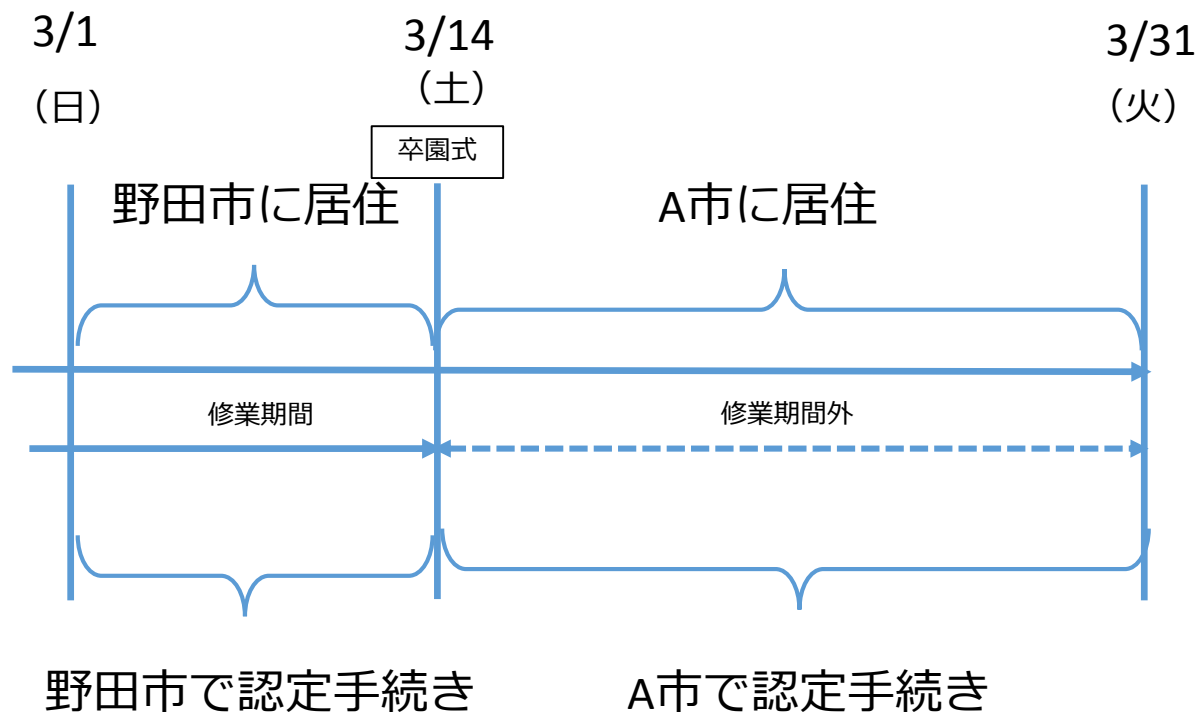
ファミリー・サポート・センターに関すること  
野田市役所 児童家庭課 04-7125-1111

# 入学式に合わせて引越しがあった場合



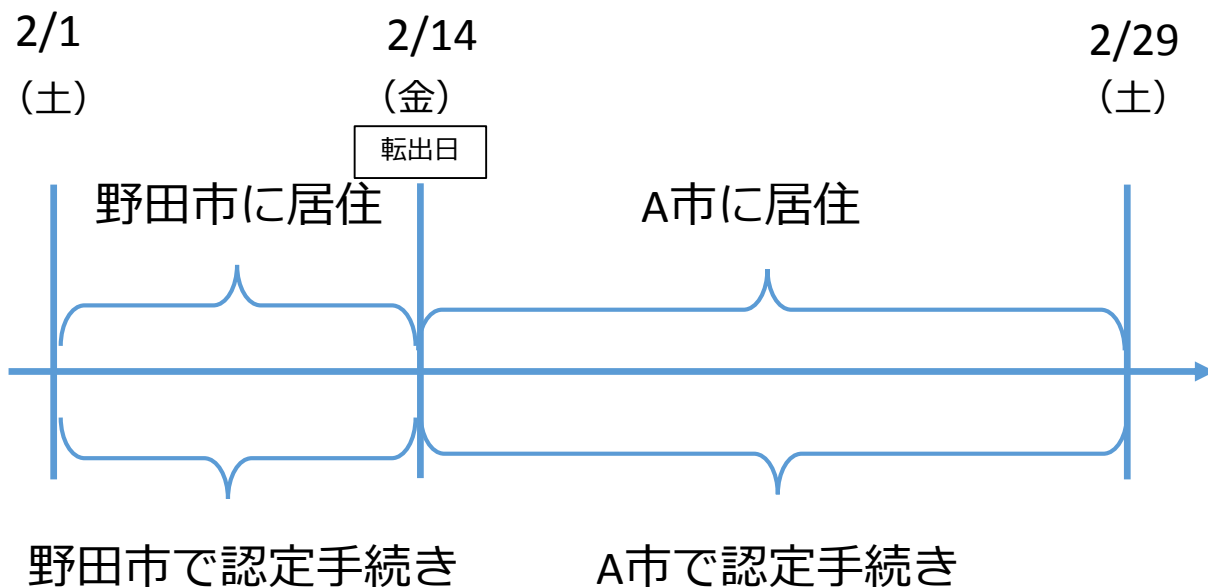
- 上記の場合、施設への登園がなくとも、4月1日から7日分はA市で認定手続きが必要となります。
- 引越し後、転入前市町村での手続きをしていないことが分かった場合は、速やかに該当市町村の担当課へご相談ください。（どのような対応になるかについては各市町村で異なります。）
- 手続きしていない期間があった場合、その期間が無償化の対象外となり、保育料等が全額保護者負担となることがありますのでご注意ください。

# 卒園式に合わせて引越しをした場合



- 上記の場合、卒園式後に登園がなくとも、A市での手続きが必要となります。
- 手続きしていない期間があった場合、その期間が無償化の対象外となり、保育料等が全額保護者負担となることがありますのでご注意ください。
- 市町村によっては転入前に認定申請書類を受付している場合もありますので、お引越しをお考えの方は引越し先の市町村担当課へ早めにご相談ください。

## 同一の幼稚園・認可外保育施設等を利用し 月途中で引越しがあった場合



- 預かり保育利用料の償還払いについては転出日までを野田市、転出日からはA市がお支払いします。
- 認可外保育施設等の償還払いについては、月額の場合は日数に応じて日割りを行い、それぞれの市町村がお支払いします。
- 支給限度額についても、日割り計算等を行いますのでご注意ください。
- 手続きしていない期間があった場合、その期間が無償化の対象外となり、保育料等が全額保護者負担となることがありますのでご注意ください。
- 市町村によっては転入前に認定申請書類を受付けしている場合もありますので、お引越しをお考えの方は引越し先の市町村担当課へ早めにご相談ください。